# 「西暦一九九八年 破産法(事業更生法)」

# 日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

西暦一九九八年 破産法(事業更生法)

# 第一条

この法令を「仏暦二五四一年(西暦一九九八年)破産法(第四版)」と呼ぶ。

## 第二条

この法令は官報による公布をもって施行する。(注/官報公布日は一九九八年四月九日)

## 第三条

仏暦二四八一年(西暦一九三八年)破産法に、第三/一章として、債務者の事業更生に関する手続きを規定する第九○/一条から第九○/九○条を加える。

以下、付加された条文部分

# 第三/一章

債務者の事業更生に関する手続き

# 第一節

定義

## 第九〇 / 一条

この章において、別様の意味で示される場合を除いて、

「債権者(チャオニー)」とは、担保を持つ債権者、あるいは担保を持たない債権者を意味する。

「債務者(ルークニー)」とは、株式会社、公開株式会社、または省令で規定されたその他の法人の債務者を意味する。

「申立(カムローンコー)」とは、裁判所に事業更生開始命令を申し立てることを意味する。

「申立人(プーローンコー)」とは、裁判所に事業更生を申し立てる者を意味する。

「計画(ペーン)」とは、事業更生計画を意味する。

「債務者の株主(プートゥーフン・コーン・ルークニー)」とは、債務者であるところの株式会社または株式公開会社の株主を意味する。債務者であるところのその他法人において利害関係のある者も株主と同様とする。

「管財計画人(プータムペーン)」とは、事業更生計画をまとめる者を意味する。

「管財執行人(プーボリハーンペーン)」とは、事業更生計画に沿って債務者の事業及び財産を管理する者を意味する。

「債務者の経営者(プーボリハーン・コーン・ルークニー)」とは、裁判所が事業更生手続き開始を命じた日における、債務者の取締役、マネージャーあるいは債務者の事業執行権限を有する者を意味す

る。

「臨時経営者(プーボリハーン・チュアクラオ)」とは、裁判所が事業更生手続き開始を命じたものの管財計画人をまだ選任していない時期の、債務者の経営者、または債務者の事業及び財産を暫定的に管理する権限を裁判所が付与したその他の者を意味する。

## 第二節

申立及び事業更生

## 第九〇/二条

債権者または債務者、あるいは第九○/四条に基づ〈行政庁は、債務者が破産訴訟を起こされているかどうかに関わらず、この法令の章に従い債務者の事業更生を申し立てることができる。

この章において規定されていない手続きに関しては、この法令のその他の章の規定を準用する。

## 第九〇 / 三条

債務者に弁済できない債務があり、一人の債権者あるいは複数の債権者に対する債務額が明らかに一〇〇〇万バーツ以上にのぼっているとき、その債務が直ちにあるいは将来に返済するものであっても、もし債務者の事業更生にしかるべき事由と方法があれば、第九〇/四条に基づく者は裁判所に事業更生を申し立てることができる。

## 第九〇/四条

第九〇/五条の規定下に、事業更生を裁判所に申し立てる権利を有する者は、以下の者とする。

- (一)明らかに一〇〇〇万バーツ以上の債権を持つ一人あるいは複数の債権者。
- (二)第九〇/三条に基づく状況にある債務者。
- (三)第九〇/三条に基づ〈債務者が商業銀行、金融証券会社、クレジットフォンシエ会社の場合、タイ中央銀行。
  - (四)第九〇 / 三条に基づ〈債務者が証券会社の場合、証券取引等監視委員会事務局。
  - (五)第九〇/三条に基づ〈債務者が損害保険会社あるいは生命保険会社の場合、保険局。
- (六)第九〇/三条に基づ〈法人であるところの債務者の事業を監督する権限を有する行政庁。その 行政庁と債務者の関係は省令の規定に従う。
- (三)(四)(五)または(六)に基づ〈債務者の債権者、あるいは債務者自身は、タイ中央銀行、証券取引等監視委員会事務局、保険局、または(六)に基づ〈行政庁から書状をもって承諾を受けたとき、第九〇/三条に基づき自ら申立することができる。

承諾の申請は、第二項に基づく行政庁が発表した規定に沿った原則・方法・条件に従う。

タイ中央銀行、証券取引等監視委員会事務局、保険局、または(六)に基づく行政庁が、承諾の申請を受理したとき、申請受理日から一五日以内にその申請者に審査結果を通知する。承諾しない場合は その事由の要点を通知する。そのとき、申請者は審査結果の通知を受けてから七日以内に、その機関 を監督する大臣に再審査を請求する権利を有する。大臣はその請求があった日から一五日以内に、 再審査決定を行う。大臣の決定は最終的なものとする。

## 第九〇/五条

第九〇/四条に基づ〈者は、以下の場合、事業更生申立ができない。

- (一)裁判所が債務者の財産保全処分を命じた。
- (二)裁判所または当局が債務者である法人の閉鎖または登録取消を命じた、あるいはその法人の解散届け出があった。もしくは債務者である法人がその他の事由で解散の必要に迫られた。そのとき 当該法人の清算が終了しているかどうかは関係ない。

## 第九〇/六条

裁判所に事業更生命令を求めるための第九〇/四条に基づ〈法人の申立は、以下の項目を明確に示さなければならない。

- (一)債務者の弁済できない債務の所在。
- (二)債務者の債務合計が一〇〇〇万バーツ以上あるところの、一人あるいは複数の債権者の氏名 と住所。
- (三)事業更生すべきしかるべき事由と方法。
- (四)管財計画人の氏名と資格。
- (五)管財計画人の承諾書。

管財計画人は自然人、法人、個人の集団、債権者、または債務者の経営者であってもよい。

もし債権者が申立人である場合は、申立の際に、わかりうるかぎりのその他の債権者の氏名及び住所を添付しなければならない。

もし債務者が申立人である場合は、申立の際に、すべての資産及び負債を示す帳簿、債権者全員の 明確な氏名及び住所を添付しなければならない。

(次号につづく)

# 第九〇/七条

事業更生手続き開始申立において、申立人は一〇〇〇バーツの手数料と、申立人が事業更生において責任を持つべき出費に対する五万バーツの予納金を申立の際に支払わなければならない。もし出費に足りない場合は、裁判所は申立人にしかるべき額に従い予納金を積みますよう命じる。

第一項に基づき申立人が予納金の積みましに応じない場合、もし裁判所が事業更生開始命令を出していないときは、申立人が申立を取り下げたものと見做す。しかし裁判所が事業更生開始命令をすでに出していたときは、財産保全係官(編集部注/タイ語でチャオパナックガーン・ピタクサップ)が債権者全員と、第九〇/四条に基づき承諾したタイ中央銀行、または証券取引等監視委員会事務局、保険局、あるいは第九〇/三条に基づき債務者の事業を監督する権限を有する行政庁による会議を招集し、できるかぎり速やかにその他の債権者、または債務者、あるいは代わって申立人になることを承諾した者を選出する。もし申立人に成り代わる者がない、あるいはいたとしても、裁判所命令に従い当

該予納金を申立人が支払わなかった日から一か月以内に、その予納金を支払わないときは、裁判所 は事業更生開始命令を取り消し、訴訟リストから除去するよう命じる。

債権者、タイ中央銀行、証券取引等監視委員会事務局、保険局、あるいは第九〇/四条(六)に基づく行政庁が申立人である場合は、裁判所が事業更生開始命令を出した後に、債務者の財産から、管財計画人が速やかに当該費用を申立人に返済する。

事業更生のための審議手続きにおいて、タイ中央銀行、証券取引等監視委員会事務局、保険局、あるいは第九〇/四条(六)に基づく行政庁は、債権者と同等の資格を有するものとする。

## 第九〇 / 八条

申立人は裁判所の許可なくして申立を取り下げることはできない。もし裁判所が事業更生開始命令を出した後であれば、裁判所も申立の取下げを許可することができない。

申立人が申立を取り下げる、または審理日に欠席する、あるいは裁判所が申立の取下げを許可する場合は、普及している日刊新聞の少なくとも一紙に広告を載せ、すべての債権者及び債務者に対し七日以上前もって告知する。

## 第九〇/九条

裁判所が申立受理を命じたとき、審理手続きを速やかに行い、裁判所は申立受理命令及び審理日時を普及している日刊新聞の少なくとも一紙に発表する。発表は二回以上にわたって行い、その間隔は七日を超えないものとする。また裁判所は申立の写しを、わかっているかぎりのすべての債権者、及び登記書に裁判所命令を記載させるため株式登記官または法人登記官(編集部注/商業登録局)、及びそれぞれのケースごとに、タイ中央銀行、証券取引等監視委員会事務局、保険局、あるいは第九〇/四条(六)に基づく行政庁に送付する。そのとき、審理予定日の七日以上前に送付する。

もし債権者が申立人である場合は、申立人は申立書の写しを審理予定日の七日以上前に債務者に送付する。債務者はすべての資産及び負債を示した帳簿、すべて債権者のはっきりとした氏名及び住所を審理予定日の前に裁判所に提出する。

債務者または債権者は最初の審理日の少なくとも三日前であれば異議を申し立てることができる。 管財計画人への異議の場合は、債務者または債権者は管財計画人となるその他の者の名を提出して もしなくてもよい。もし管財計画人の名を提出するときは、その者の承諾書も提出しなければならない。 債務者が暫定的に財産保全処分を受けた場合は、申立人は財産保全係官に申立書の写しを送付す る。

# 第九〇 / 一〇条

申立の審理に当たっては、裁判所は第九〇 / 三条の規定に従った事実関係を審査しなければならない。もしその事実を把握し、事業更生すべきしかるべき事由があり、申立人が誠実に申立したときは、裁判所は事業更生開始を命じる。そうでない場合は申立を却下する。

申立に不服の者がない場合は、裁判所がもし審理しなくてもよいと判断したとき、審理なしで事業更

生開始を命じることもできる。

## 第九〇 / 一一条

裁判所は申立の審理を、審理を終え命令のあるまで連続して行う。ただし不可抗力の事由がある場合はその限りではない。

申立人及び不服のある者は、審理のある日はすべて裁判所に出廷する。証拠を提示する義務を有する者は、証拠を揃え出廷する。もし申立人または不服のある者が出廷しない、あるいは証拠提示の準備をしなかったときは、申立または不服を申し立てる気がない、あるいは証拠の提示をもうする意志がないものと見做す。

証拠を提示する義務のある者が、その証拠に関して損害を与えることを事由に証拠を提示すべきでないと申立する場合は、もし裁判所が妥当と判断したとき、裁判所は提出の延期を命ずる。ただし、延期は一回だけとする。

申立人または不服のある者に証拠提出の義務がない場合は、裁判所から許可を得たとき、その審理 日に出廷しなくともよい。この場合、その者はその審理日に提出された証拠に対し反対尋問する権利 を失うものと見做す。

申立人または不服のある者が審理日に出廷しない場合、裁判所から許可を得た得ないに関係なく、 その者はその審理日の裁判所の一連の審理内容を知ったものと見做す。

# 第九〇 / 一二条

第九〇/一三条及び第九〇/一四条の規定下に、裁判所が申立を受理した日から事業更生計画が規定した期間の終了日まで、あるいは更生計画に従い手続きが終結した日、または裁判所が申立を却下した日まで、あるいは訴訟リストから外された、または事業更生手続き開始命令の取り消し、事業更生の取り消しのあった日、あるいはこの章に基づき債務者の財産保全処分があった日まで、

- (一)裁判所に債務者である法人の解散を判決させる、または命令させるため訴訟を起こす、または申し立てることを禁じる。もし訴訟または申立がすでにある場合は、裁判所はその訴訟を中止する。
- (二)当局が債務者である法人の解散または登記取り消し命令を出すことを禁じる。またその法人がその他の方法で解散することを禁じる。
- (三)タイ中央銀行、証券取引等監視委員会事務局、保険局、または第九〇/四条(六)の行政庁が 債務者の事業許可を取り消す、または債務者の事業中止を命じることを禁じる。ただし、事業更生申立 を受理した裁判所から許可を得たときはその限りではない。
- (四)債務者の財産に関する民事訴訟を起こすことを禁じる。及び債務者の責任の追及、あるいは損害を係争するため調停人の判定を求めることを禁じる。また債務者の破産訴訟を起こしてはならない。 もし訴訟または調停申請がすでにあった場合は、その審理を中止する。ただし、更生申立を受理した裁判所が別様の命令があるときはその限りではない。
- (五)債権者が判決に従い債務者の財産に対し強制執行することを禁じる。もし、その執行の根拠が 裁判所が更生計画を承認した日よりも前に発生したとき、または強制執行がすでに行われている場合

は、裁判所がその執行を中止する。ただし、更生申立を受理した裁判所が別様の命令のあるときはその限りではない。あるいは強制執行係官(注/タイ語でチャオパナックガーン・バンカップカディー)が更生申立のあったことを知る前に執行が終了していたとき、または判決に従った強制執行により債務者が財産を拠出終了していたときはその限りではない。

強制執行した、または差し押さえた財産が壊れやすい、時間の経過が損害をまねく、あるいは財産価値よりも経費のほうが上回るものである場合は、強制執行係官は市場で、またはその他のしかるべき方法で売却し、売却金を確保できる。もし裁判所が更生計画を了承したとき、強制執行係官はその売却金を管財執行人に移管し、出費に充てることができる。もし裁判所が更生申立を却下したとき、または訴訟リストから外したとき、事業更生開始命令を取り消したとき、事業更生を中止したときは、強制執行係官はその売却金を判決に従い債権者に支払う。ただし、もし裁判所が債務者の財産保全命令を出し、かつ残額があるときは、強制執行係官に移管する。

- (六)負債返済を規定する担保を有する債権者が、担保権の実行のため債務者の財産を要求することを禁止する。ただし更生申立を受理した裁判所からの許可を得た場合はその限りではない。
- (七)法律に基づき負債返済を受けるべき債権者が、債務者の財産を押収または売却することを禁じる。
- (八)リース契約、売買契約、あるいは所有権の移転について条件または期限条件のあるその他の契約、または合意した期限の終わっていない賃貸契約に基づく、債務者の事業遂行にとって重要な財産の所有者が、債務者あるいは債務者の権利にあずかるその他の者の占有状態にあるところのその財産を追い求め、取り戻すことを禁じる。また当該契約により発生した資産及び負債に関する強制執行を訴えることを禁じる。もし、告訴が先になされていたときは、裁判所はその訴訟審理を中止する。ただし、更生申立を受理した裁判所が別様の命令を下した場合はその限りではない。あるいは裁判所が事業更生開始命令を出した日以降に、債務者、財産保全係官、臨時経営者、管財計画人、管財執行人、または臨時管財執行人が、リース料金、価格、使用料、賃貸料を契約に沿って連続二回にわたって支払わなかった、または契約の重要な項目に違反した場合はその限りではない。
- (九)債務者の通常の業務を継続するにあたって必要な事柄を除き、債務者が販売する、支払う、名義変更する、賃貸する、負債を返済する、負債を負う、または財産にとって負荷となる事柄を行うことを禁じる。ただし、更生申立を受理した裁判所が別様の命令を下した場合はその限りではない。
- (一〇)裁判所が審理のために、更生申立の受理を命じた日の以前にあった債務者の財産の押収、差押え、販売禁止、支払い、名義変更、債務者の財産の暫定的な保全措置など、裁判所の暫定的措置に沿った命令に対し、更生申立を受理した裁判所は強制を制止する権限を有する。あるいは、しかるべき変更を加える権限を有する。しかし、その後、もしその裁判所が更生申立を却下、または訴訟リストから外した、事業更生開始命令を取り消した、事業更生を中止したときは、しかるべき暫定的な措置に関する命令または債務者の財産保全命令を出す。
- (一一)電力、水道、電話などの公共事業体が債務者へのサービスを中止することを禁じる。ただし、 更生申立を受理した裁判所の許可を得たときはその限りではない。あるいは、裁判所が債務者の事業 更生開始を命じた日から以降は、財産保全係官、臨時経営者、管財計画人、管財執行人、または臨時

管財執行人が二回連続して、裁判所が事業更生開始を命じた日以降に生じたサービス料金を払わない場合はその限りではない。

第一項の規定は、公共事業体が、更生申立を受理した裁判所に対し、しかるべき利益保護のための 命令を求め、申し立てることを禁じるものではない。

第一項の規定内容に反するまたは矛盾する裁判所の判決または命令、あるいは調停人の判定は債務者を拘束するものではない。

会社の株式登記官、関係する法人の登記官、または債務者であるところの法人に関する権限を有する者の命令、法律行為、あるいは負債返済などで、第一項の規定と反する、または矛盾するものは無効とする。

## 第九〇 / 一三条

債権者、及び第九〇 / 一二条に基づ〈権利を制限されている者は、以下の場合において、更生申立を受理した裁判所に改善・変更、または第九〇 / 一二条に基づ〈自身の権利制限の中止を命じるよう申し立てることができる。

- (一)事業更生にあたって必要性がない、または
- (二)担保が十分にありながら債権者の権利保護を受けられない。

第一項に基づく申立を受理したとき、裁判所は急ぎ審議を行う。もし第一項に基づく事由があると認めた場合は、裁判所はその申立人の利益保護のためしかるべき命令を下す。また(二)のケースである場合は、裁判所は担保を有する有権者が十分な保護を受けられるよう改める命令を出してもよい。

## 第九〇 / 一四条

以下の措置は、すでに十分な担保を有する債権者への保護と見做す。

- (一)権利制限を事由とする、第九〇/一二条(六)に基づ〈権利制限下にあった担保権に関する、担保権が設定されていた財産の価値下落分と同額の有担保債権者への債務返済。
- (二)権利制限を事由とする、第九〇 / 一二条(六)に基づ〈権利制限下にあった担保権に関する、担保権が設定されていた財産の価値下落分と同等の有担保債権者への元の担保権の補償のための増担保。あるいは、
- (三)この章に従い更生手続きが終了したときの、有担保債権者が承諾したその他の措置。あるいは、 有担保債権者が、事業更生申立があった時点の担保権設定財産の価値に従い、契約に基づく利息及 び利得とともに債務返済が受けられると裁判所が見做したその他の措置。

# 第九〇 / 一五条

この章の規定に従い、更生計画に基づく手続き期間終了日、または更生計画に従い手続きが終結した日、または裁判所が申立を却下した日、訴訟リストから外した日、事業更生手続き開始命令の取り消しのあった日、事業更生の取り消しのあった日、債務者の財産保全処分があった日よりも前に、もし一連の審理及び強制執行に関する時効または期間、あるいは第六〇/一二条に基づき禁止または中

止措置を受けたことに関する調停人に対する判定申請に関する期間が終了したとき、あるいは当該日から数えて六か月以内に終了したとしても、その時効または期間は当該日から一年が過ぎるまで終了していないものとする。しかし、もし法律に基づくその時効または期間が一年未満であるときは、一年期限ではなく、その短い時効または期間のほうを適用する。

# 第三節

管財計画人の任命

## 第九〇 / 一六条

大臣が事業更生に資するためにしかるべきと思われる場合、大臣は管財計画人及び管財執行人の 登録と資格規定に関して省令を発令することもできる。

#### 第九〇 / 一七条

管財計画人の選任審査にあたっては、もし、その者の選任に反対する債務者または債権者がその他の者を推さなかった場合、裁判所が事業更生手続き開始を命じたとき、裁判所は申立人が推す者を管財計画人に選任する命令を出すこともできる。もし、裁判所が申立人の推す者が管財計画人に相応しくないと思われるとき、あるいはその者の選任に反対する債務者、債権者が別の者を推す場合、裁判所は、管財計画人に相応しい者の選出を審議するため、財産保全係官ができるだけ速やかに債権者会議を招集するよう命じる。

債務者が管財計画人を推さない場合は、管財計画人選出は債権額の多いほうの債権者の決定に従う。しかし、債務者が管財計画人を推した場合は、債務者の推す管財計画人が管財計画人となる。ただし、全債権額に占める債権額が三分の二以上の債権者がその他の者を管財計画人に選出するほうに投票したときはその決定に従う。この条に基づ〈票決においては、有担保債権者は債権額に従い全票を投じる。

管財計画人選出審議のための債権者会議においては、もし会議で管財計画人選出の議決があり、 裁判所がそれに同意したとき、裁判所はその者を管財計画人として任命する。もし裁判所が同意しな いときは、債権者または債務者が管財計画人として推薦した者から管財計画人を選出するため、裁判 所は財産保全係官に命令し、もう一度債権者会議を招集させる。

もし債権者会議が管財計画人を選出できないときは、財産保全係官は債権者会議をもう一度招集する。ただし、裁判所が事業更生開始命令を取り消すことが妥当と見做した場合を除く。

第三項・第四項の債権者会議において、もし管財計画人の選出を会議で議決した場合、裁判所はその者を管財計画人に任命する。ただし、その者が管財計画人に相応しくないと見做される事由がある場合を除く。または管財計画人の選出を会議で議決できそうもないと見做される場合は、裁判所が事業更生開始命令の取り消しを命じる。

財産保全係官は、裁判所の今後の審理及び命令のために、管財計画人選出を審議する債権者会議

の結果を、毎回にわたって、会議日から三日以内に裁判所に報告する。

債権者会議に管財計画人の名を提出するにあたっては、その者の承諾書も提出しなければならない。

# 第九〇 / 一八条

財産保全係官は、管財計画人選出を審議するための債権者会議の開催日の七日以上前に、流布している新聞の少なくとも一紙に、会議日、時間、場所を広告しなければならない。また債務者または債権者が裁判所に提出した名簿に従って債務者及び全債権者、及び知り得る限りのその他債権者に通知しなければならない。

債権者会議の議長は財産保全係官が務める。また財産保全係官は会議記録に署名し、証拠として保管する。

## 第九〇 / 一九条

毎回の裁判所の審理及び債権者会議において、債務者は出廷、または会議に出席し、裁判所、財産保全係官、臨時経営者、管財計画人、管財執行人、臨時管財執行人、あるいは債権者からの事業及び財産に関する質問に答弁する。この場合、債務者はいかなる意見であっても裁判所に、または会議で表明してよい。

債務者が申し立てたとき、裁判所または財産保全係官は場合によって、債務者が出廷、または債権者会議に出席しないことを許可してもよい。

第一項・第二項にある規定を臨時経営者、管財計画人、管財執行人、臨時管財執行人に、その者がその地位に基づく権限を有している期間中、裁判所での審理及び債権者会議において、準用する。

## 第九〇/二〇条

裁判所が事業更生の開始を命じたが、まだ管財計画人を選任していない場合、債務者の経営者が有する事業及び財産の管理権限は失われ、裁判所はある個人を、または複数の者、あるいは債務者の経営者を、財産保全係官の監督下に債務者の事業及び財産を以後、管財計画人が選任されるまで管理する権限を有する臨時経営者に任命する。臨時経営者の任命ができない間は、財産保全係官が暫定的に債務者の事業及び財産の管理権限を有する。

財産保全係官はその監督にあたって、臨時経営者に適宜、会計、財務、その他事業及び財産に関する件で説明を命じる、あるいはある事柄について遂行または不遂行を命じることと合わせ、臨時経営者の権限を規定する。

裁判所が妥当と判断したとき、あるいは財産保全係官が申し立てたとき、裁判所は臨時経営者から権限を取り上げる命令権を有する。この場合、裁判所は新たな臨時経営者を任命することもできる。もし裁判所が新たな臨時経営者を任命しないときは、財産保全係官が第一項に従って暫定的に債務者の事業及び財産の管理権限を有する。

裁判所は事業更生開始命令及び臨時経営者の任命、または臨時経営者からの権限剥奪を財産保

全係官に通知する。財産保全係官は事業更生開始命令を官報で公告するとともに、広〈流布している 二部以上の新聞に広告する。また財産保全係官は、当局が裁判所命令を登記書に記録し、タイ中央 銀行、証券取引等監視委員会事務局、保険局、あるいは第九〇/四条(六)に基づ〈行政庁に通知す るため、その命令を速やかに株式登記官または法人登記官に通知する。

# 第九〇/二一条

第九〇/四二条及び第九〇/六四条の規定下、裁判所が事業更生開始を命じたものの、まだ管財計画人を選任していない場合は、債務者の株主の法律に基づ〈権利は配当金受取りの権利を除き停止される。また当該権利は、管財計画人が任命されるまで、臨時経営者または財産保全係官に帰する。

第九〇 / 一二条(九)の規定を臨時経営者及び財産保全係官に準用する。

債務者の経営者は、事業更生開始命令を知ったとき、債務者の財産、社印、会計帳簿、財産に関する書類、負債、事業を臨時経営者または財産保全係官にできるだけ速やかに引き渡す。臨時経営者または財産保全係官は財産、社印、会計帳簿、及び書類の占有者にそれらを提出するよう最初に要求する権限を有する。

裁判所が権限を剥奪した臨時経営者についても、第三項の権限を準用する。

# 第九〇/二二条

管財計画人選出のための債権者会議において投票権を有する債権者は、事業更生において、その債権が支払い期限を迎えていない、または条件があるとしても、裁判所が事業更生開始を命じる前に当該法律関係が生じた債権の返済を請求できる債権者でなければならない。債権者は会議日の前に財産保全係官が規定した用紙に従い会議参加の目的、及び財産保全係官の意にかなう債権者としての証拠を提示する。

債権者及び債務者は財産保全係官に債権者としての証拠を調べるよう請求することもできる。 債権者は自ら投票する、または文書で委託したその他の者に投票させてもよい。

## 第九〇/二三条

管財計画人選出のための債権者会議において、財産保全係官は会議に参加した債務者及び債権者に、ある債権者の投票について反対があるかどうか確認する。もし反対があれば、財産保全係官は反対者、反対された債権者、関係する債務者に尋問し、その債権者が債権額に従い投票できるかどうか命じる。

第一項に基づく財産保全係官の命令は最終決定とするが、債権者が債権者会議において投票権があるかどうかだけを規定するもので、財産保全係官が裁判所に変更を報告したところの管財計画人選定の決定、または債権者の債権支払いを受ける権利には影響しない。

## 第九〇/二四条

もし裁判所が管財計画人選任命令を出したとき、裁判所はその命令を管財計画人、財産保全係官、 債務者の経営者及び臨時経営者に速やかに通知する。裁判所がその命令を出した日から管財計画 人の権限が生じ、財産保全係官、債務者の経営者、臨時経営者の権限はなくなる。

裁判所が管財計画人の選任命令を出したとき、第九〇/二〇条第四項、第九〇/二一条第三項を 準用する。また財産保全係官はその命令を債務者または債権者が裁判所に提出した名簿に基づ〈全 債権者、及び知り得る限りの債権者に通知する。

第二項に基づ〈命令を通知する公告及び書面においては、財産保全係官に提出する用紙に従い、事業更生において債権支払いを受けるための請求期限を通知する。

# 第九〇/二五条

第九〇/四二条及び第九〇/六四条の規定下、裁判所が管財計画人を選任する命令を出したとき、 債務者の事業及び財産を管理する権限、及び債務者の株主の配当金受け取りを除く法律に基づく権 利は、管財計画人に付与される。また第九〇/一二条(九)の規定を管財計画人にも準用する。

## 第四節

事業更生における返済請求

## 第九〇/二六条

債権者は、判決に基づく債権者、または民事訴訟を起こしたもののまだ審理中にある債権者であっても、この節で規定した方法に従い、事業更生において債権の支払いを請求することができる。このとき、管財計画人の選任命令の公告があった日から一か月以内に、財産保全係官に写しとともに債権支払い請求を提出しなければならない。財産保全係官は速やかにその請求の写しを管財計画人に送付する。

財産の移管、または第九〇/四一条に基づく取り消し措置で被害を受けた者は、第一項に基づく期限内に、元の債権または被害額について、事業更生において支払いを請求する権利を有する。ただし、事業更生における債権支払い請求権を行使できるようになった日から起算する。もし訴訟になった異議申立のある場合は、訴訟が終了した日から起算する。

第九一条第二項、第一〇五条、第一〇八条、及び第八章第三節の規定を、事業更生における債権 支払い請求に関する手数料規定として準用する。

# 第九〇/二七条

債権者は、その債権が裁判所の事業更生開始命令日の前に発生した場合、その債権の支払い期日を迎えていない、または支払い条件があっても、事業更生において債権支払いを請求できる。ただし、その債権が法律や公序良俗に反する形で発生した場合、あるいは訴訟に訴えることができない債権である場合を除く。

第一〇一条に基づき債権支払い請求権を有する者は、将来にわたって弁済を求める権利を行使できる額について、事業更生において債権支払いを請求することができる。ただし、債権者がすでに債権の全額を請求している場合を除く。

財産保全係官または臨時経営者が生起せしめた債務、債務者が第九〇 / 一二条(八)または(一一)に基づき責任を持つ債務、及び裁判所が事業更生開始を命令した日から管財計画人選任を命じた日までに発生した租税債務または同様のその他債務について、債権者は事業更生において債権支払いを請求しなくとも、更生計画に規定された期間に従い債権を回収する権利を有する。しかし、当該債権者は更生計画を審議する債権者集会日の前に管財計画人に自身の権利について保証書を発行するよう書面で申請しなければならない。もし管財計画人が当該債権者の権利を拒否するときは、債権者からの申請書を受け取った日から一四日以内に債権者に拒否を書面で伝えなければならない。そうでない場合、債権者の申請してきた権利を容認したものと見做す。もし債権者が申請書を出さなかった、または管財計画人が拒否した場合は、当該債権者は財産保全係官に、更生計画を審議するための債権者集会日から、あるいは拒否の回答を受け取った日から一四日以内に、事業更生における債権支払いを請求することができる。

## 第九〇/二八条

第九〇/一二条(六)、第九〇/一三条、及び第九〇/一四条の規定下に、担保を有する債権者は、 事業更生における債権支払い請求をしなくとも、担保権が設定されている財産から債権を回収する権利を行使することができる。ただし、財産保全係官または管財計画人がその財産を検査することを認めなければならない。

# 第九〇/二九条

債権者、債務者、または管財計画人は財産保全係官に対し、事業更生における債権支払い請求について、支払い請求期限が切れた日から一四日以内に、調査を求める、及び反対することができる。

# 第九〇 / 三〇条

ある債権者の事業更生における債権支払い請求は、もしその他の債権者、債務者または管財計画 人が反対しないとき、その債権者はその請求に示した額の議決権を有する。もし反対者がいる場合は、 財産保全係官は速やかに調査し、その債権者が議決権をどれだけ有するか、あるいは有しないかを 命じる。また第九〇 / 二三条を準用する。

# 第九〇 / 三一条

もし支払い請求した債権が外貨建ての場合は、裁判所が事業更生開始を命じた日のレートでもって タイ通貨に換算する。

## 第九〇 / 三二条

ある債権者の事業更生における債権支払い請求が、もし他の債権者、債務者、または管財計画人の 反対がなかった場合、財産保全係官は債権支払いを受けることを許可する権限を有する。ただしその 他の命令があるべき事由があるときを除く。

ある債権者の事業更生における債権支払い請求が反対にあった場合、財産保全係官は調査の上、 以下のいずれかを命じる。

- (一)請求却下。
- (二)全額回収許可。
- (三)一部回収許可。

第一項、第二項に基づく財産保全係官の命令に対する不服について、被害者は財産保全係官の命令を知った日から一四日以内に裁判所に不服を申し立てることができる。

# 第九〇 / 三三条

もし事業更生において債権支払い請求権を有する債権者が、事業更生開始命令のあった時点で債務者に債務があるとき、その債権者は相殺する権利を行使できる。ただし裁判所が事業更生開始命令を出した後に限る。

### 第五節

債務者の事業及び財産に関する報告

# 第九〇 / 三四条

管財計画人の選任命令を知った日から七日以内に、債務者の経営者は第九〇/三五条に基づき、 自らが保証した債務者の事業及び財産に関し、管財計画人に書式に基づき報告する。

債務者の経営者がしかるべき事由をもって当該期限前に期限の延長を求めたとき、管財計画人は期限を延長することができるが、三〇日を超えてはならない。

もし債務者の経営者が報告しなかった、または報告できなかったとき、管財計画人が代行者となり、 必要によりその他の者を助力者として雇用する権限を付与する。その雇用費は債務者の財産から支 払われる。

## 第九〇 / 三五条

債務者の事業及び財産に関する報告は、裁判所が事業更生開始申立を受理するよう命じた日における以下の項目について、明確に示されなければならない。

- (一)債務者の事業内容。
- (二)債務者が外部の者に対して有する資産、負債、及び義務。
- (三)債権者の担保が設定されている財産、及びその担保権設定日。
- (四)債務者が占有する他者の財産。
- (五)会社または法人の株式所有、あるいはリミテッド・パートナーシップへの出資。

- (六)全債権者の詳細な氏名、職業、住所。
- (七)債務者の債務者となっている者(第三債務者)の詳細な氏名、職業、住所。
- (八)将来、債務者に帰する財産の詳細。
- (九)管財計画人が適当と認めるその他の情報。

債務者の事業及び財産に関する報告は、債務者を規定する正当な証拠とする。

## 第九〇/三六条

臨時経営者または財産保全係官は、暫定的に事業経営権限を有する時期において、債務者の事業及び財産に関して第九〇/三五条に従い管財計画人に報告する。また第九〇/三四条を準用する。

## 第九〇/三七条

必要がある場合、更生計画の作成及びその執行に資するため、管財計画人、管財執行人または臨時管財執行人は、債務者の経営者または経営者だった者、債務者の被雇用者、債務者の会計監査人、臨時経営者、あるいは債務者の財産を占有する、または占有していると思われる者、あるいは第三債務者と信じられる者、または債務者の事業及び財産に関する証言ができると見做される者に対し、自ら調査するため、または裁判所が当該の者に、書類または当該人が占有する、または権限を有する証拠品を提出するよう求める召喚状を出すよう裁判所に申請できる。

更生計画作成及び更生計画執行に資するために、裁判所または財産保全係官は、第一項に基づく者から尋問または事情聴取するため召喚状を出す、あるいは書類または証拠品を送付するよう命じることもできる。

裁判所または財産保全係官の召喚あるいは命令に故意に従わない者に対して、裁判所はその者が 裁判所または財産保全係官の命令を遂行するまで逮捕し拘置する権限を有する。

# 第九〇/三八条

管財計画人、管財執行人または財産保全係官が申し立てたとき、裁判所は第三債務者と認められる者、または債務者の財産を占有すると認められる者に対し、裁判所が適当とする期間内に、債務の返済または財産の返還を強制する権限を有する。もし強制に従わないときは、管財計画人、管財執行人または財産保全係官は裁判所に、その者が判決に基づ〈債務者と見做し強制執行状を出すよう申し立てることができる。

## 第九〇/三九条

債務者がある者に対し債務の返済または財産の返還を要求する権利を有し、その者が第三債務者 または債務者の財産を占有していることを認めないことが明らかになったとき、管財計画人または管財 執行人は措置のため財産保全係官に報告する。

財産保全係官は当該の者に債務の返済または財産の返還を書面でもって通知する。また当該者が もし拒否するときは、通知を受け取った日から一四日以内に財産保全係官に書面でその拒否理由を 伝えるよう通知する。そうしない場合、当該者は通知に基づく第三債務者であると断固として見做す。

もしその通知を受け取った者が、第二項に基づく期限内に、財産保全係官に対し債務を否定した場合、財産保全係官は尋問する。その者が第三債務者でないと見做されるときは、管財計画人、管財執行人またはその者に通知する。もし債務者であると見做されるときは、その責任をとるべき者に書面でその確認を通知する。また、もし異議のある場合は、確認の通知を受けとってから一四日以内に、裁判所に、異議申し立てすることも通知する。

もし、確認の通知を受領した者が第三項に基づく期限内に裁判所に異議を申し立てたとき、裁判所は審理する。もし第三債務者であると認定したときは、管財計画人または管財執行人に対し、その者が債務を返済する、または財産を返還するよう強制する命令を出す。もし債務者でないと認定したときは、債務者名簿から外すよう命令する。

もし、財産保全係官から通知を受けた者が財産保全係官に否定しなかった、または前記の期限内に 裁判所に異議を申し立てなかったとき、財産保全係官は裁判所に対し、その者に裁判所が規定した期 限内の債務返済を強制するよう申し立てることができる。

もし、その者が裁判所の強制命令に従わないとき、財産保全係官は裁判所に対し、その者が判決に 基づ〈債務者であると見做し強制執行状を出すよう申し立てることができる。

債務取り立てを受けた者が裁判所に異議を申立した場合、その件で命令がある前に、暫定的に異議申立人の財産を押収または差し押えする命令を出すよう、財産保全係官は裁判所に申立することができる。

## 第六節

すでに実行された法律行為の取り消し

# 第九〇/四〇条

民商法典に基づく詐取行為の取り消しを裁判所に求める場合、管財計画人、管財執行人、または財産保全係官は申立により行う。

もし、取り消しを求めるその詐取行為であるところの法律行為が、事業更生開始を申し立てた日の前後一年以内に発生した場合、または無償、あるいは債務者が不当に少ない報酬を得ていた場合は、 債務者とその利得者の行為が債権者をして不利を被らざるを得ないことを知っていたものと推定する。

## 第九〇/四一条

事業更生開始申立の前後三か月以内に、ある債権者が他の債権者より有利になることを目的に、債務者が行った、または容認した、財産の移転またはある行為の存在が明らかになったとき、管財計画人、管財執行人または財産保全係官は裁判所に申し立てることができる。裁判所はその移転または行為の取り消しを命じる権限を有する。

第一項の規定は、誠実かつ申立の以前に報酬を得た外部の者の権利には影響を及ぼさない。

# 第七節

事業更生計画審議のための債権者集会

## 第九〇/四二条

更生計画には少なくとも以下の項目がなければならない。

- (一)事業更生すべき事由。
- (二)裁判所が事業更生命令を出した時点における、債務者の資産、負債、及び義務の詳細。
- (三)事業更生の原則及び方法。
- (a)事業更生の段階。
- (b)債務の返済、債務返済期間の繰延、及び債務の低減。
- (c)減資及び増資。
- (d)借入·資金調達、資金源及び借入金·当該資金の条件。
- (e) 債務者の財産の管理及び運用。
- (f)配当及びその他利益の支払い条件。
- (四)有担保債権者がいる場合における担保の償還。
- (五) 更生計画執行中における一時的な資金流動性逼迫の場合の解決方法。
- (六)請求権または債務の移転がある場合の実施方法。
- (七)管財執行人の名前、資格、その者の承諾書及び報酬。第九〇/六条第二項を管財執行人にも 準用する。
  - (八)管財執行人の任命及び離任。
  - (九)五年を超えない範囲における更生計画期間。

民商法典の第一一一七条、第一一一九条、第一一四五条、第一二二〇条から第一二二八条まで、第一二三八条から一二四三条まで、及びパブリックカンパニー法の第三一条、第三三条、第五〇条、第五二条、第八四条、第一〇二条、第一〇七条、第一三六条、第一三七条、第一三九条、第一四〇条、第一四一条、第一四六条から第一四八条までを、この条に基づく更生計画には適用しない。

## 第九〇/四三条

官報に管財計画人の選任命令が公示された日から三か月以内に、管財計画人は財産保全係官に対し、議決権を有する債権者及び債務者に配布するため十分な量の写しとともに更生計画を送付する。

第一項に基づく期限は、裁判所が一度につき一か月を超えない範囲で二度まで延長できる。

# 第九〇/四四条

管財計画人から更生計画とその写しを受領したとき、財産保全係官は更生計画を承認するかどうか、

またはどのように修正するかを審議するため、できるだけ速やかに議決権を有する債権者の集会を招集する。このとき財産保全係官は議決権を有する債権者、債務者及び管財計画人に対し、更生計画の写しを送付するとともに、集会期日・時間・場所・議題を通知する。以上の集会規定は集会日の一〇日以上前に、流布している日刊紙の少なくとも一部に公告する。

管財計画人が特別な事由により集会に参加できない場合は、集会日の前に財産保全係官に対し集会の延期を要請する。ただし、不可抗力により事前に通知できない場合はこの限りではない。

もし管財計画人が集会に参加しなかったとき、財産保全係官は更生計画の審議を延期するかどうか 集会に諮る。もし集会で延期が決定すれば、財産保全係官は適当な時期に延期することができる。こ のとき、財産保全係官は集会において新たな集会日を知らせる。集会に出席しなかった債権者、債務 者または管財計画人も新たな集会日を知ったものと見做す。

# 第九〇/四五条

債権者、債務者または管財計画人は、財産保全係官に対し、集会日の三日以上前に申立をもって更生計画の修正を求めることができる。

債権者または債務者が申立人の場合は、集会日の三日以上前に管財計画人に修正申立書の写し を送付しなければならない。

更生計画の修正を申し立てた者が管財執行人の変更を求めるときは、その管財執行人としたい者の 承諾書を計画修正申立書とともに送付しなければならない。

# 第九〇/四六条

債権者集会における更生計画の承認の決定は、特別決議(注/債権者の過半数かつ債権額の四分の三以上)によらなければならない。

# 第九〇/四七条

更生計画審議のための債権者集会において、もし集会で種々の事柄の審議がその日のうちに終了できないときは、財産保全係官は次の公務日に集会を延長する。そのとき、第九〇/四四条第三項の新たな集会の招集の通知に関する規定を準用する。

## 第九〇/四八条

更生計画審議のための債権者集会において、もし計画修正要求があったとき、債権者集会はその要求及び関連事項に沿って修正すべきかどうかをまず決定する。もし債権者集会が修正を決定し、管財計画人が集会に参加していれば、財産保全係官は管財計画人に決定に従い計画の修正に合意するかどうか尋問する。管財計画人が計画の修正に合意したときに、債権者集会はその計画の修正内容を承認するかどうか特別決議により決定する。

債権者集会が計画の修正を決定したが、管財計画人が集会に参加していなかった場合は、管財計画人に決定に従い修正に応じるかどうかを尋問するため財産保全係官が集会を延期する。その後の

手続きは第一項の規定に従う。新たな集会招集の通知にあたっては第九〇/四四条第三項を準用する。

計画修正要求がない、または管財計画人が計画修正に合意した場合、もし債権者集会が当該計画の承認を特別決議しなかった、または何らかの決定を行わなかった、あるいは集会に参加した債権者がなかったとしても、財産保全係官は速やかに裁判所に報告する。

裁判所が報告を受けたとき、裁判所は速やかに審理日を設定し、その期日を財産保全係官に通知する。財産保全係官は審理日の三日以上前に債務者及び全債権者に通知する。審理において裁判所は審理案件の証拠を審議し、財産保全係官、債権者の証言、また債務者の異議を聴取する。もし裁判所が債務者の破産清算が適当と判断したときは、債務者の財産保全強制執行を命令する。しかし、もし裁判所が債務者の破産清算が不当と判断したときは、更生計画開始命令の取り消しを命令する。

#### 第九〇/四九条

更生計画の重要部分の修正要求があった場合、管財計画人、債務者、あるいは集会に参加し、債権額合計の一〇分の一以上の債権を有する一人または複数の債権者が計画の審議の延期を要求したとき、財産保全係官は審議を延期することができる。このとき第九〇/四四条第三項の新たな集会期日の通知に関する規定を準用する。

## 第九〇/五〇条

第九〇/四四条または第九〇/四八条第二項に基づき、管財計画人が集会に参加しなかったために延期せざるをえなかった債権者集会において、もし管財計画人がまた集会に参加しなかった、または参加したが前回において特別の事由または不可抗力によって集会に参加できなかった、あるいは集会の前に事前通知できなかったというケースごとに、財産保全係官を満足させる説明ができなかったとき、財産保全係官は集会に新たな管財計画人の選任が適当かどうかを審議することを提案する。債権者集会が新たな管財計画人の選任を決定した場合は、第九〇/五一条の新たな管財計画人選任に関する規定を準用する。

債権者集会が新たな管財計画人の選任を決定しなかった場合、計画修正の有無に関わらず、もし管財計画人が再度集会に参加しないときは、債権者集会で更生計画または修正計画を審議の上、承認するかどうかを特別決議によって決定する。もし管財計画人が集会に参加したときは、財産保全係官は以後の債権者集会の手続きを続行する。このとき、第九〇/四八条の規定を準用する。

## 第九〇/五一条

管財計画人が債権者集会で決定した計画の修正を全部または一部拒否した場合、もし債権者集会で計画の承認を特別決議しなかったときは、財産保全係官は集会に新たな管財計画人を選任するかどうかを諮る。もし債権者集会で新たな管財計画人の選任を決定したときは、その日のうちに債権者集会で新たな管財計画人の選出を審議する。

新たな管財計画人の名を推薦する権利を有する集会に参加した債権者または債務者は、推薦にあ

たってその者の承諾書を提示しなければならない。

もし第二項に従い管財計画人の名を推薦する者がないときは、財産保全係官は三日以上七日以内 に新たな管財計画人を選出するため集会を延期する。このとき、第九〇/四四条第三項の新たな集 会の通知に関する規定を準用する。

## 第九〇/五二条

もし債権者集会で新たな管財計画人の選出を決定したときは、裁判所はその者を管財計画人に任命する。このとき、第九〇 / 一七条第二項·第六項を準用する。

もし債権者集会で新たな管財計画人を選出しないことを決定した、または債権者集会で新たな管財計画人の選出を決定できそうもない、あるいは裁判所が第一項に基づき債権者集会が決定した新たな管財計画人の任命をすべきでないとするしかるべき事由があるときは、財産保全係官は速やかに債務者の財産保全強制執行令を出すよう裁判所に請求する。このとき、第九〇/四八条第四項の規定を準用する。

## 第九〇/五三条

裁判所が新たな管財計画人を任命したとき、新旧の管財計画人の権限は、裁判所が当該命令を出した日に移管される。また裁判所は速やかにその命令を財産保全係官、元の管財計画人、新たな管財計画人に通知する。 裁判所の命令を知ったとき、元の管財計画人はできるだけ速やかに、新たな管財計画人に対し、債務者の財産、社印、会計帳簿、及び債務者の財産・事業に関する書類を移管する。

財産保全係官はその命令を官報に公示するとともに、普及している日刊紙の少なくとも一部に公告する。また、その命令を議決権を有する債権者、及び当局が裁判所命令を登記上に記録できるよう株式登記官または関係する法人登記官に速やかに通知する。さらに債務者である法人に関係する権限を有する者に通知する。

## 第七節

事業更生計画審議のための債権者集会

## 第九〇/五四条

新たな管財計画人は財産保全係官に対し、裁判所命令を知った日から四五日以内に、第九〇/四四条第一項に基づき以後の債権者集会を招集するため更生計画を送付する。

裁判所は第一項に基づく期間を、一回につき一五日以内で二回まで延期することができる。

その更生計画を審議するための債権者集会において、もし更生計画の修正要求がないときは、その計画を承認するかどうか特別決議するよう債権者集会に提出する。

もし計画修正の要求があるときは、その要求に従い計画及び関連事項を修正するかどうかを債権者 集会でまず決定する。もし修正を決定しなかったときは、第一項に基づく計画を承認するかどうか特別 決議に付す。

もし修正を決定したものの管財計画人が集会に参加しなかったときは、その修正された計画を承認するかどうか特別決議に付す。もしその計画の承認を特別決議しなかったときは、第一項に基づく計画を承認するかどうか特別決議に付す。

もし修正を決定し、管財計画人が集会に参加しているときは、財産保全係官はまず管財計画人の承諾について尋問する。管財計画人が決定に従い計画の修正を承諾したとき、債権者集会の決定に従い修正した計画を承認するかどうか債権者集会で特別決議に付す。管財計画人が債権者集会の決定に従って計画の修正の一部または全部に合意しない場合は、債権者集会の決定に従い修正した計画を承認するかどうか債権者集会で特別決議に付す。もしその計画の承認を特別決議しなかったときは、管財計画人が合意した一部修正した計画、あるいは第一項に基づき提出された計画を承認するかどうか特別決議に付す。

もし債権者集会で新たな管財計画人の更生計画または修正された計画の承認を特別決議しなかった、あるいは何らかの決定を行わなかった、あるいは集会に参加した債権者がなかったとしても、財産保全係官は速やかに裁判所に報告する。このとき第九〇/四八条第四項の規定を準用する。

第九〇/四五条第三項、第九〇/四七条、第九〇/四九条を、新たな更生計画の審議において準用する。

# 第九〇/五五条

もし債権者集会で更生計画の承認を特別決議したときは、全債権者を代表し、計画の執行を監督・ 監視する債権者委員会の設置を債権者集会で決定することができる。

債権者委員会は債権者または債権者が委任した者から選出された三人以上七人以下の委員で構成されなければならない。このとき、債権者一人を代表する債権者委員が二人以上いてはならない。

# 第八節

事業更生計画承認に向けての審理

## 第九〇/五六条

財産保全係官は更生計画を承認した債権者集会の決定を、裁判所が更生計画を承認するかどうか命令することを求めるために、裁判所に速やかに報告する。この場合、裁判所は速やかに更生計画の審理日を規定し、財産保全係官が三日以上前もって管財計画人、債務者及び全債権者に通知できるようにする。

# 第九〇/五七条

更生計画の審理においては、裁判所は財産保全係官及び管財計画人の説明に加え、計画に反対し

た債務者または第九〇 / 三〇条に基づき議決権を有する債権者の異議について審理する。

## 第九〇/五八条

更生計画が第九〇/四二条に基づく項目を網羅し、計画に基づく債権者への債務返済が債権者間の利益・不利益を生むような不公平なものでない、あるいは不公平なものであっても不利益を被る債権者が同意した場合、裁判所は更生計画の承認を命じる。ただし特別なしかるべき事由があるときは、裁判所は計画を承認しなくてもよい。

更生計画が第九〇/四二条に基づく項目を網羅していない、または計画に基づく債権者への債務返済が債権者間の利益・不利益を生むような不公平なものであり、不利益を被る債権者が同意しない場合、裁判所は管財計画人を尋問する、または調停する。もし裁判所が計画に漏れている項目が債務者の事業更生にとって重要でないと判断した、または管財計画人と出廷した債権者が合意できたときは、裁判所は更生計画または修正に合意した計画の承認を命じる。もし管財計画人と出廷した債権者が合意できないときは、裁判所は更生計画の不承認を命じる。ただし、しかるべき事由のある場合、裁判所は不利益を被る債権者を保護するための条件を規定した上で更生計画の承認を命じることもできる。

もし裁判所が更生計画を承認しない場合、裁判所は債務者の破産清算が適当かどうかを審理する。 この場合は第九〇/四八条第四項を準用する。

## 第九〇/五九条

第九〇/六二条及び第九〇/六四条の規定下に、裁判所が更生計画の承認を命じたとき、裁判所はその命令を管財執行人及び管財計画人に遅延な〈通知する。管財執行人が裁判所命令を知ったときから、管財計画人の権限は管財執行人に移管される。

第九〇/二〇条第四項及び第九〇/二一条第三項の規定を準用する。

債務者が第九〇/四条(三)(四)(五)または(六)に基づ〈債務者である場合、裁判所はその命令をタイ中央銀行、証券取引等監視委員会事務局、保険局または第九〇/四条(六)に基づ〈行政庁に通知する。及び、当該の権限を有する者が裁判所が承認を命じた更生計画に反する、または矛盾する命令を出すことを禁じる。ただし、更生申立を受理した裁判所から許可を得たときを除〈。

# 第九節

裁判所が事業更生計画承認を命じた後の手続き

## 第九〇/六〇条

裁判所が承認した更生計画は、事業更生において債権支払いを請求することのできる債権者及び債権支払いを受け取る権利を有する債権者を拘束する。このとき第九〇/二七条に従う。

更生計画を承認した裁判所命令は、債務者への出資者、または債務者と共同責任を有する者、ある

いは裁判所が更生計画の承認を命じた日の前にあった債務における債務者の保証人または保証人と 同様の状態にある者の責任には影響を及ぼさない。及びその命令日以降の更生計画に従い生じた債務に責任を有する同様の者にも影響を及ぼさない。ただし、そのような者で書類をもって合意した者を除く。

# 第九〇 / 六一条

更生計画において債権支払いを請求できる債権者が、第九〇/二六条、第九〇/二七条第三項に 基づく期限内に請求しなかったとき、更生計画に従い債務者の事業更生が成功するしないに関わらず、 その債権者は債権回収の権利を喪失する。ただし、以下の場合を除く。

- (一) 更生計画が別様の規定を設けている。または、
- (二)裁判所が事業更生命令取り消しを命じた。

## 第九〇 / 六二条

更生計画に従った債務者の事業更生によって生じた以下の債権においては、事業更生における債権支払いを請求しなくとも、その債権者は債権回収の権利を有する。

- (一)管財計画人、管財執行人、臨時管財執行人、財産保全係官、またはその代行者が生起せしめた債権。
  - (二)租税債権。
  - (三)社会補償基金への積立金など、法律によって支払いが義務付けられているその他債権。

# 第九〇 / 六三条

裁判所が更生計画の承認を命じたとき、もし事業更生を成功に導くため更生計画の変更が必要な場合、管財執行人は計画の修正を申請できる。その場合、第九〇/二〇条第四項、第九〇/四四条、第九〇/四五条第一項・第二項、第九〇/四六条、第九〇/四七条、第九〇/五六条、第九〇/五十条、第九〇/五八条第一項・第二項、第九〇/五九条第一項、第九〇/六〇条を準用する。しかし、管財執行人の合意なしに債権者または債務者が計画の修正を申請することを禁止する。

更生計画執行期間の延長は二回、一回につき一年以内にかぎり可能とする。ただし、更生計画執行が成就間近にあることがはっきりしている場合であれば、管財執行人はさらに期間の延長を申請できる。

もし債権者集会で第一項に基づく更生計画の修正申請を特別決議しなかったとき、もしくは裁判所が その計画修正申請の却下を命じたとき、管財執行人は従来の計画に従って債務者の事業を執行す る。

# 第九〇 / 六四条

管財執行人は、更生計画または修正した更生計画に沿って債務者の定款書の規定または内容を新たにする、あるいは変更することの許可を裁判所に申立することができる。

第一項に基づき裁判所が許可したときは、第九〇/二〇条の規定を準用する。

# 第九〇/六五条

下記の場合に管財執行人は離任する。

- (一)死亡した。
- (二)管財執行人であるところの法人が解散した。
- (三)裁判所が許可した。
- (四)裁判所により禁治産者、無能力者または準無能力者の宣告を受けた。
- (五)最終判決により禁固刑を受けた。ただし過失罪または軽犯罪を除く。
- (六)更生計画に規定された条件に従い離任した。
- (七)更生計画に基づく執行期間が終了したとき、または計画に従い執行が成就したとき。
- (八)裁判所が第九〇/六七条に基づき離任を命じた。

## 第九〇/六六条

管財計画人は、財産保全係官による規定に従い、三か月ごとに更生計画に基づく執行について財産保全係官に報告する。

## 第九〇 / 六七条

管財執行人が更生計画に従い執行しない、または執行に不正があった、債権者・債務者に被害を与えた、省令で規定された管財執行人の資格に欠けていた、あるいは管財計画人として相応しくないその他の事由がある場合は、財産保全係官が報告したとき、または債権者委員会ないし債務者の経営者が申し立てしたとき、裁判所は管財執行人の解任を命じる、またはその他適当な命令を出す。

# 第九〇 / 六八条

管財執行人が離任し、まだ更生計画にしたがって執行すべき業務があるとき、財産保全係官はできるだけ速やかに新たな管財執行人選出を特別決議するために債権者集会を招集する。

債権者集会が二回開かれ、新たな管財執行人選出の特別決議ができないとき、管財保全係官は裁判所に報告する。この場合、裁判所は速やかに財産保全係官の報告を審理することを決め、財産保全係官に三日以上前もってその期日を債務者及び全債権者に通知させなければならない。

裁判所が財産保全係官、債権者及び債務者からの証言、説明を審理し終えたとき、裁判所はある者を、または財産保全係官を管財執行人に任命する、あるいはしかるべき命令を下す。もし裁判所が債務者の破産清算が適当と見なしたとき、債務者の財産保全を強制執行する命令を下す。しかし適当ではないと見なしたときは事業更生命令の中止を命じる。

第九〇/二一条第三項、第九〇/四四条第一項、第九〇/五一条第二項·第三項、第九〇/五二条第一項、第九〇/五三条第一項·第三項を準用する。

## 第九節

裁判所が事業更生計画承認を命じた後の手続き

# 第九〇 / 六九条

管財執行人が一時的に義務を果たせない事由がある場合、あるいは管財執行人が離任し、裁判所がまだ新たな管財執行人の任命をしていない期間、裁判所はある者または何人かをそうした事由がなくなるまで臨時管財執行人に任命する。臨時管財執行人を任命できない間は財産保全係官が臨時管財執行人となる。

裁判所が臨時管財執行人を任命する場合、第九〇/二〇条第四項を準用する。

#### 第九〇/七〇条

もし債務者の経営者、管財執行人、臨時管財執行人、または財産保全係官が更生計画に従い事業 更生が成就したと見なしたとき、速やかに裁判所に対して事業更生の終結を命じるよう請求する。裁判 所が審理し、事業更生が成就したと見なしたとき、裁判所は速やかに事業更生の終結を命じる。更生 計画執行期間にまだ残りがある場合、裁判所は計画に基づく期限まで事業更生の執行継続を命じる ことができる。もし計画執行期間が終了したとき、はっきりと計画の成就が間近であると見なされる場 合は、裁判所は計画執行期間を適当と思われるまで延長することができる。そうでない場合、裁判所 は第二項の手続きをとる。

計画執行期間が終了したが、事業更生がまだ成就していないときは、管財執行人、臨時管財執行人、または財産保全係官は計画執行期間終了から一四日以内に裁判所に通知する。この場合、裁判所は速やかに審理を行うことを決め、財産保全係官に審理日時を通知し、三日以上前もって債務者及び全債権者に通知させる。審理において裁判所は財産保全係官、債権者からの証言、説明、及び債務者の異議を審理する。もし裁判所が債務者の破産清算が適当と見なしたとき、債務者の財産保全を強制執行する命令を下す。しかし適当ではないと見なしたときは事業更生命令の取り消しを命じる。

計画に基づく執行期間が終了してから、第二項に基づき裁判所が債務者の財産保全の強制執行令を出すまで、または事業更生の終結を命じるまで、管財執行人、臨時管財執行人、または財産保全係官は、必要に応じて債務者の事業及び財産を管理する権限を有する。

# 第九〇/七一条

裁判所が事業更生の終結を命じたが、債務者の経営者がまだ債務者の事業及び財産の経営に当たれないときは、管財執行人、臨時管財執行人あるいは財産保全係官は、債務者の経営者が債務者の事業及び財産の経営につくまで、状況に応じ債務者の利益を守るため経営する権限を有する。

もし、裁判所が事業更生の終結を命じた日に債務者の経営者がおらず、そのために経営執行ができないときは、財産保全係官は債務者の株主総会を招集する、あるいはできるだけ速やかに債務者の経営者を選任するため法律に基づき措置する。

第二項に基づ〈遂行のため株主総会を必要とする場合は、財産保全係官が当該株主総会の議長となり、法律に基づ〈株主総会と見做す。

### 第一〇節

事業更生申立の却下・事業更生命令の取り消し・事業更生の終結

#### 第九〇/七二条

裁判所が事業更生開始の申立を却下する命令を下した場合、裁判所はその命令を普及している日 刊紙の少なくとも一部に公告するとともに、当局がその命令を登記書に記録するために関連する株式 登記官または法人登記官に通知する。さらに裁判所はその命令を、場合により、タイ中央銀行、証券 取引等監視委員会事務局、保険局、または第九〇/四条(六)に基づく政府官庁に通知する。

## 第九〇/七三条

裁判所が事業更生開始命令を取り消す命令、または事業更生終結の命令を出した場合、裁判所は その命令を、それぞれの場合に従い、財産保全係官、臨時経営者、管財計画人、管財執行人、臨時 管財執行人、及び債務者の経営者に遅滞な〈通知する。

第一項に基づく裁判所命令を知ったとき、財産保全係官、臨時経営者、管財計画人、管財執行人、 臨時管財執行人は、できるだけ速やかに、債務者の財産、社印、会計帳簿及び債務者の事業・財産に 関する書類を、債務者の経営者に返還する。

財産保全係官は事業更生開始命令を取り消す裁判所命令、または事業更生終結の裁判所命令を 官報で公示するとともに、普及している日刊紙の少なくとも二部に公告する。また当局がその命令を登 記書に記録するために、関連する株式登記官または法人登記官に速やかに通知する。さらに財産保 全係官はその命令を、場合により、タイ中央銀行、証券取引等監視委員会事務局、保険局、または第 九〇/四条(六)に基づく政府官庁に通知する。

# 第九〇/七四条

裁判所が事業更生開始命令の取り消しを命じた場合は、債務者の事業及び財産の経営権限は債務者の経営者に帰する。また債務者の株主は以後、法律に基づ〈権利を回復する。

# 第九〇/七五条

事業更生終結命令は、債務者に対し、事業更生において債務返済請求があり得べきすべての債務から免れる効力をもたらす。ただし、債権者から事業更生において返済請求がなされた債務を除く。また事業更生終結命令は以下の効力をもたらす。

- (一)債務者の経営者が以後、債務者の事業及び財産の管理権限を有する。
- (二)債務者の株主は以後、法律に基づく権利を回復する。
- (三)臨時経営者、管財計画人、管財執行人、臨時管財執行人の報酬、及び財産保全係官、臨時経

営者、管財計画人、管財執行人または臨時管財執行人が債務者の事業更生に資するためにもたらした債務は、民商法典第二五三条に基づく第一位優先権と同等の優先順位にある。ただし債務者の全財産に対する優先権に違反した債務を除く。

## 第九〇/七六条

事業更生申立の却下·事業更生命令の取り消し·事業更生の終結の裁判所命令は、その命令のある前に財産保全係官、臨時経営者、管財計画人、管財執行人、または臨時管財執行人がすでに行ったことに関し何ら影響を及ぼさない。

## 第一一節

裁判所が債務者の財産保全の強制執行令を出したときの債務返済請求

## 第九〇/七七条

第九〇/四八条、第九〇/五〇条、第九〇/五二条、第九〇/五四条、第九〇/五八条、第九〇/六八条及び第九〇/七〇条に基づき裁判所が債務者の財産保全の強制執行令を出した場合、裁判所が審理のために申立受理を命令した日を債務者の破産清算の請求があった日と見做し、事業更生において債権支払いを受ける権利を有する債権者に加え、裁判所が事業更生開始を命じた日以後に生じた債権の支払いを請求できるその他債権の債権者も、第九一条に基づく期間内に財産保全係官に対し債権支払い請求を出し、以後の手続きを第一〇四条から第一〇八条に従い進める。

臨時経営者、管財計画人、管財執行人及び臨時管財執行人の報酬、また債務者の事業更生に資するため財産保全係官、臨時経営者、管財計画人、管財執行人または臨時管財執行人が生起せしめた債務、さらに第九〇/一二条(九)に基づき債務者が生起せしめた債務は、第九四条(二)の規定(編集部注/破産後に保護を受けない債権)の適用を受けない。

財産保全係官、管財計画人、管財執行人または臨時管財執行人が債務者の事業更生に資するため 更生計画に従い生起せしめた債務は、第一二〇条(二)に基づき債務者の財産を管理するにあたって の財産保全係官の出費と同じ優先順位にある。

債権額がいくらであっても、第一項に基づく債権者が事業更生における債権支払い請求手数料をすでに支払ったとき、債権者は破産清算手続きにおける債権支払い請求のためもう一度手数料を支払う必要はない。

第一回目の債権者集会で原告としての義務を果たす一人または複数の債権者を選出する。

## 第九〇/七八条

第九〇/四八条、第九〇/五〇条、第九〇/五二条、第九〇/五四条、第九〇/五八条、第九〇/六八条及び第九〇/七〇条に基づ〈債務者の財産保全のための裁判所の強制執行令は、その命令が出る前に更生計画に沿ってなされた誠実なる行為については影響を及ぼさず、事業更生における

債権回収の権利を有する債権者の債権を元の状態に戻す効力を有する。ただし、そのとき債権の状態が元の状態に戻す余地のない場合を除く。

# 第一二節

抗告

# 第九〇/七九条

以下の場合を除き、裁判所の審理期間中の命令または決定に対し抗告することを禁じる。

- (一)申立却下の命令。
- (二)事業更生における債権者の債権の一部あるいは全部の回収に対する許可命令または不許可 命令。
  - (三)債務者の財産保全強制執行令。
- (四)第一審裁判所の判事長または権限を有する地方管区の判事長が正義のために正当な事由があると認め、書類により抗告を許可したその他の命令。しかし、審理中の命令に対する抗告の許可に関しては、裁判所の決定があり、その決定に対し抗告があったときに行うことができる。

第一項(-)(二)及び(四)に基づ(抗告があった場合、上告裁判所または地方管区裁判所の判決または命令を最終のものとする。

## 第一三節

罰則規定

# 第九〇 / 八〇条

第九〇/三条に基づき申立した者、または第九〇/二二条に基づき管財計画人選出のための集会に参加する意図を伝えた者、第九〇/二六条に基づき事業更生において債権回収を請求した者、第九〇/二七条第三項に基づき管財計画人に自身の権利についての保証書を出すよう申請書を出した者で、その虚偽により債務者、債権者、その他の者、あるいは一般民に被害を与えた者は、三〇万バーツ以下の罰金または三年以内の懲役、あるいはその併科に処する。

## 第九〇 / 八一条

債務者の事業及び財産、または債務者の事業更生に関する虚偽の証言、会計帳簿、書類、証拠品を財産保全係官、管財計画人、管財執行人、臨時管財執行人に提出した者は、三〇万バーツ以下の罰金または三年以内の懲役、あるいはその併科に処する。

## 第九〇 / 八二条

第九〇 / 一二条(九)の規定に違反した者は、三〇万バーツ以下の罰金または三年以内の懲役、あるいはその併科に処する。

## 第九〇 / 八三条

正当な事由なく、第九〇/二〇条第二項に基づく財産保全係官の命令に違反した者、または第九〇/一九条、第九〇/二一条第三項、第九〇/二四条第二項、第九〇/三四条、第九〇/三六条、第九〇/五三条第二項、第九〇/五九条第二項、第九〇/六八条第四項、第九〇/七〇条第二項、第九〇/七三条第二項の規定に違反した者は、一〇万パーツ以下の罰金または一年以内の懲役、あるいはその併科に処する。

# 第一三節

## 罰則規定

# 第九〇 / 八四条

債務者の経営者で以下の行為をした者は、二〇万バーツ以下の罰金または二年以内の懲役、あるいはその併科に処する。

- (一)債務者の事業及び財産に関し重要な説明を、裁判所、財産保全係官、管財計画人、管財執行人、または債権者集会にしなかった。ただし、意図的な詐欺行為でないと証明できる場合を除く。
- (二)管財計画人の選出、または更生計画に沿った債権回収請求のために虚偽の債権を提示した者がいることを知ってから一五日以内に財産保全係官に通知しなかった。
- (三)第九〇/二三条第三項、第九〇/六二条に基づ〈債権回収請求で虚偽の債権を提示した者がいることを知ってから一五日以内に財産保全係官に通知しなかった。
- (四)第九〇/六条第四項、第九〇/九条第二項に基づき現存する資産及び負債、全債権者の名前及び住所を示した帳簿を提出したが、あるいは第九〇/三五条に基づき債務者の事業及び財産に関する証言を行ったがが、それが重要な点で虚偽があり、債権者に被害を与えた。

# 第九〇 / 八五条

管財計画人または管財執行人の選出にあたってある債権者を推薦または承諾させようとする意図から、あるいは更生計画または更生計画の修正を承諾させようとする意図から、債権者またはその他の者に財またはその他の利益を与えた、または要求した、または約束した者は、三〇万バーツ以下の罰金または三年以内の懲役、あるいはその併科に処する。

# 第九〇 / 八六条

管財計画人または管財執行人の選出にあたって自分自身またはその他の債権者を推す、または反対しないように、あるいは更生計画または更生計画の修正を承諾させようと、自分自身またはその他

の者のために財またはその他の利益を要求した、または受け取った、または受け取ることを承諾した 者は、三〇万バーツ以下の罰金または三年以内の懲役、あるいはその併科に処する。

# 第九〇 / 八七条

第三/一章が規定する権限、義務に基づく遂行により、更生を受けた債務者の事業または情報について知り得た者が、第三/一章に基づく義務に基づかず、または事業更生に資するためにではなく、 債務者が守秘しようとしているその事業または情報について明らかにした場合、三〇万バーツ以下の 罰金または三年以内の懲役、あるいはその併科に処する。

## 第九〇 / 八八条

臨時経営者、管財計画人、管財執行人、臨時管財執行人である者で、不正に義務を遂行したまたは遂行しなかった、あるいは債務者または債権者に被害をもたらそうとする意図から、第三/一章の規定に違反したまたは従わなかった者は、五〇万バーツ以下の罰金または五年以内の懲役、あるいはその併科に処する。

# 第九〇 / 八九条

第三/一章の規定に違反する行為を行った者が法人である場合、もしその違反が取締役、マネージャー、または業務上の責任を有する者の指示または不指示によって行われた、あるいはその者の義務である行為をした、またはしなかったために生じたとき、その者は当該違反のために規定に従い処罰されなければならない。

# 第九〇/九〇条

第三 / 一章における違反において、債務者及び債権者を被害者とする。

仏暦二五四一(西暦一九九八年)金融再編機関に関する政令(第二版)

## 第一条

本政令を「仏暦二五四一年金融再編機関に関する政令(第二版)」と呼ぶ。

# 第二条

本政令は官報公布日の翌日から施行する。

# 第三条

以下を仏暦二五四〇年金融再編機関に関する政令第二条の二として追加する。

## 「第二条の二

本政令はタイ王国憲法の第四八条(注/財産権の保護)に基づ〈権限の下に制定された人の財産権の制限に関する法律である。」

## 第四条

以下を仏暦二五四〇年金融再編機関に関する政令第三〇条(注/業務停止会社の清算について) の二、第三〇条の三、第三〇条の四として追加する。

## 「第三〇条の二

第三〇条に基づく営業停止処分を受けた会社の清算のための財産の売却において、FRAは売却される財産の目録を売却の日時ならびに場所、適切な詳細情報を含めて売却日の一五日以上前に公告する。それについては目録と詳細をFRAの本部に公示するとともに、コンピュータネットワークシステムでの広告、一紙以上の日刊紙に三日以上広告する。

第一項に基づく財産の移管の通知は債務者、債務保証した部外者ならびに売却される財産において部分的損失を受ける者に対しても行われる。上記の者が売却される財産に関して争点のある場合は、財産売却日より三営業日以上前に、第三〇条に基づく委員会に対し、関連する根拠と理由を添えて不服を申し立てる。当該財産の売却に不服が申し立てられず上記に定めた期日を経過した場合は、債務者、債務保証した部外者及び売却される財産において部分的損失を受ける者は、売却される財産の移管を容認したものとする。

第三〇条に基づく委員会は第二項に基づく不服申立を受理したとき、見解をその事由も含めてまとめ、判断を審議するFRA理事会に提出する。理事会が申立は妥当な理由を持つと判断した場合、当該財産の売却は、当該財産における権利の証明が終了するまで中止する。申立が妥当な理由を持たないと判断した場合、申立は却下し、申立人に通知し、当該財産の売却の作業を進める。ただしこれについては、被害者が第三〇条の四に基づく抗告の権利行使の権利を損なうものではない。

# 第一〇条の三

第三〇条の二に規定された方法に基づいて売却された財産を移管する場合、

- (一)後になって当該財産が第三〇条に基づ〈営業停止処分を受けた会社の財産ではないことが証明された場合であっても、正規の財産購入者の権利は損なわない。
- (二)債務者、あるいはいかなる者も営業停止処分を受けた会社に対して抱える負債を売却される財産から控除することを要求できない。
  - (三)財産購入者は旧契約における利率と方法に基づき利息を請求する権利を有する。

## 第一〇条の四

第三〇の二に規定された方法に沿って売却された財産の移管を取消すことはできない。

第三〇条の二の第三項に基づきFRA理事会に不服申立を却下された財産売却による被害者は、営業停止処分を受けた会社の財産の売却で得られるすべての収益からの損害賠償を求める権利を有す

る。

第二項に基づく損害賠償請求は、被害者が当該財産が売却された日から数えて二か月以内にFRA理事会に申し立てる。上記に定めた期日を経過しても損害賠償請求が申し立てられなかった場合は、その者は損害賠償請求の権利を放棄したものとする。

第三項に基づく申立の方法と原則ならびに申立の審理は、FRA理事会の規定に従う。申立人が申立審理の結果に不服の場合は、審理結果の通知を受けた日から数えて三か月以内に裁判所に抗告する権利を有する。」

## 第五条

この政令が施行された日より以降に、第三〇条に基づく営業停止処分を受けた会社に対する債権か 6生じる利息とそれに準じる金銭については、返済を受けることができる債権として扱わない。

# 第六条

大蔵大臣を本政令の主務大臣とする。

西暦一九九九年破産法(第五版/改正倒産法)

## 第一条

この法令を『仏暦二五四二年[西暦一九九九年]破産法(第五版)』と呼ぶ。

# 第二条

この法令は官報告示日の翌日から施行する。

# 第三条

仏暦二四八三年破産法第六条における「特別決議(マティピセート)」及び「悪意の破産者(ブッコン・ロムララーイ・トゥチャリット)」の間に、以下の定義を付け加える。

『「債務者の内部者(ブッコン・パーイナイ・コーン・ルークニー)」とは、

- (一)債務者の取締役、支配人[プーチャカーン]、パートナーシップ支配人[フンスアン・プーチャカーン]、無限責任社員、事業執行責任者、会計監査人。
  - (二)債務者の事業の販売されている全株式の五%以上の株式を保有する株主。
  - (三)(一)または(二)の人物の配偶者及び未成年の子。
- (四)債務者または(一)(二)(三)に基づ〈人物がパートナー[フンスアン]となっている合名会社[ハーン・フンスアン・サーマン]。
- (五)債務者または(-)(二)(三)に基づ〈人物が無限責任社員となっている合資会社[ハーン・フンスアン・ジャムカット]、あるいは株式全体の三〇%以上を保有する有限責任社員となっている合資会

社。

(六)債務者または(-)(二)(三)に基づ〈人物が販売されている全株式の三〇%以上の株式を保有する株式会社または株式公開会社、あるいは(四)(五)に基づ〈パートナーが販売されている全株式の三〇%以上の株式を保有するパートナーシップ。

(七)債務者または(一)から(六)までに基づ〈人物が販売された全株式の三〇%以上の株式を保有する株式会社または株式公開会社。

(八)(四)(五)(六)(七)に基づく合名会社、合資会社、株式会社、株式公開会社の取締役、支配人、 パートナーシップ支配人、無限責任社員、事業執行責任者、会計監査人。あるいはその配偶者及び未 成年者の子。』

## 第四条

仏暦二五二六年[西暦一九八三年]倒産法(第三版)により改定増補された仏暦二四八三年[西暦一九四〇年]破産法の第九条(二)を廃止し、以下に替える。

『(二)原告である債権者が単独または複数で一〇〇万バーツ以上の債権を有する自然人の債務者。 あるいは原告である債権者が単独または複数で二〇〇万バーツ以上の債権を有する法人の債務者。 及び…』

[注/破産訴訟を起こせる条件を規定]

# 第五条

仏暦二五二六年[西暦一九八三年]破産法(第三版)により改定増補された仏暦二四八三年[西暦一九四〇年]破産法の第一〇条(二)を廃止し、以下に替える。

『(二)訴状において言うには、もし債務者が破産したとき全債権者のために担保権を放棄することを容認する、あるいは担保権と自身の債務を相殺したときに、一〇〇万バーツ以上の自然人の債務者、または二〇〇万バーツ以上の法人の債務者にとって金額が満たない場合、担保権の換価を行うことを容認する。』

# 第六条

仏暦二五一一年[西暦一九六八年]破産法(第二版)により改定増補された仏暦二四八三年[西暦一九四〇年]破産法の第一一条を廃止し、以下に替える。

## 『第一一条

原告の債権者は破産訴訟の申立を行う際に裁判所に五〇〇〇バーツを予納しなければならず、訴えを取り消すことはできない。ただし裁判所が許可した場合はその限りではない。

裁判所は原告の債権者に対し適当と思われる予納金の増額を要求する権限を有する。』

## 第七条

仏暦二五一一年[西暦一九六八年]破産法(第二版)により改定増補された仏暦二四八三年[西暦一九四〇年]破産法の第六八条第一段落を廃止し、以下に替える。

# 『第六八条

裁判所が破産判決を下したとき、破産者は裁判所に申し立てることにより破産回避の命令を要請することができるが、財産保全人に対し手数料及び費用として、財産保全人が適当と思われる五〇〇〇バーツ以下を予納しなければならない。』

# 第八条

仏暦二五四一年[西暦一九九八年]破産法(第二版)により改定増補された仏暦二四八三年[西暦一九四〇年]破産法の第九〇/二六条第二段落を廃止し、以下に替える。

『財産の移管、または第九〇/四一条に基づ〈取り消し措置、あるいは管財人[事業更生執行人]が 財産または第九〇/四一条の二に沿った契約に基づ〈権利を認めなかったことにより被害を受けた者 は、第一段落に基づ〈期限内に、元の債権または被害額について、事業更生において支払いを請求す る権利を有する。ただし、事業更生における債権支払い請求権を行使できるようになった日から起算す る。もし訴訟になった異議申立のある場合は、訴訟が終了した日から起算する。』

## 第九条

仏暦二五四一年[西暦一九九八年]破産法(第四版)により改定増補された仏暦二四八三年[西暦一九四〇年]破産法の第九〇/三一条の内容を廃止し、以下に替える。

# 『第九〇 / 三一条

採決において使用する債権額計算のため、もし債権が外貨建ての場合は、裁判所が事業更生開始を命じた日のタイ銀行発表レートでタイ通貨に換算する。』

# 第一〇条

仏暦二五四一年[西暦一九九八年]破産法(第四版)により改定増補された仏暦二四八三年[西暦一九四〇年]破産法の第九〇/四一条の内容を廃止し、以下に替える。

## 『第九〇/四一条

事業更生開始申立の前後三か月以内における、ある債権者が他の債権者より有利になる財産の移転またはある行為の存在が明らかになったとき、管財計画人、管財執行人または財産保全人は裁判所に取り消しを申し立てることができ、裁判所はその移転または行為の取り消しを命じる権限を有する。

もし有利となった債権者が債務者の内部者であるとき、裁判所は事業更生開始申立の前後一年以内にあった第一段落に基づく移転または行為の取り消しを命じる権限を有する。

この条に基づ〈移転または行為の取り消しは、誠実かつ申立の以前に利益を得た外部の者の権利 には影響を及ぼさない。』

## 第一一条

仏暦二四八三年[西暦一九四○年]破産法の第九○/四一条の二として以下の内容を増補する。 『第九○/四一条の二

管財執行人が裁判所の更生計画承認命令を知った日から二か月以内において、管財執行人は更生計画で規定されたところに従い、債務者の資産、または得る利益を超える義務を有する契約を拒否する権限を有する。

この条に基づく管財執行人の行為により被害を受けた債権者またはその他の者は、その行為を知った日から一四日以内に裁判所に異議を申し立てることができ、裁判所は適当な判断に従いその行為の維持、取り消し、または解決を命じる権限を有する。

この条に基づく被害を受けた者は、事業更生において、その被害に対し支払いを要求する権利を有する。』

# 第一二条

仏暦二五四一年[西暦一九九八年]破産法(第四版)により改定増補された仏暦二四八三年[西暦一九四〇年]破産法の第九〇/四二条の内容を廃止し、以下に替える。

『更生計画には少なくとも以下の項目がなければならない。

- (一)事業更生すべき事由。
- (二)裁判所が事業更生開始命令を出した時点における債務者の資産、負債及び義務の詳細。
- (三)事業更生の原則及び方法。
  - (a)事業更生の段階。
  - (b)債務の返済、債務返済期間の繰延、債務の低減、及び債権者の分類。
  - (c)減資及び増資。
  - (d)借入·資金調達、資金源及び借入金·当該資金の条件。
  - (e)債務者の資産の管理及び運用。
  - (f)配当及びその他利益の支払い条件。
  - (g)有担保債権者がいる場合の担保の償還、及び保証人の責任。
  - (h) 更生計画執行中における一時的な資金流動性逼迫の場合の解決方法。
  - (i)請求権または債務の移転がある場合の実施方法。
- (j)管財執行人の名前·資格、その者の承諾書、及び報酬。第九〇/六条第二段落を 管財執行人 にも準用する。
  - (k)管財執行人の任命及び離任。
  - (1) 五年を超えない範囲における更生計画期間。
  - (m)債務者の資産、または得る利益を超える義務を有する契約の拒否。

民商法典の第一一一七条、第一一一九条、第一一四五条、第一二二〇条から第一二二八条まで、第一二三八条から第一二四三条まで、及び仏暦二五三五年[西暦一九九二年]公開株式会社法の第三一条、第三三条、第五〇条、第五一条、第五二条、第五四条、第八四条、第一〇二条、第一〇七条、

第一一六条、第一一九条、第一三六条、第一三七条、第一三九条、第一四〇条、第一四一条、第一四六条から一四八条まで、仏暦二五三五年[西暦一九九二年]証券・証券市場法の三九条を、この条に基づ〈更生計画には適用しない。』

## 第一三条

仏暦二四八三年[西暦一九四〇年]破産法に、以下の内容を、第九〇/四二条の二、及び第九〇/四二条の三として増補する。

# 『第九〇/四二条の二

第九〇/四二条(三)(b)に基づ〈債権者の分類は以下のように分類する。

- (一)更生計画において債務返済を請求できる全債務の一五%以上の有担保債務を有する各有担保債権者は、それぞれを一グループとする。
  - (二)(一)に属さない有担保債権者は一つのグループにまとめる。
- (三)請求権を有する無担保債権者、または受益にあたっての重要部分が同じ、あるいは同様の無担保有権者は同一グループとするように、無担保債権者は様々なグループに分けることができる。
  - (四)第一三〇条の二に基づ〈債権者は同一グループとする。

債権者の分類が第一段落に基づいていないと判断した債権者は、分類を知った日から七日以内に裁判所に異議を申し立てることができ、裁判所は速やかに正しく分類分けをやり直すよう命じることもできる。裁判所の命令は最終的なものとする。

# 第九〇/四二条の三

同一のグループにある債権者の権利は同等の取扱を受けなければならない。ただしそのグループ内で不利な取扱を受ける債権者が文面で容認する場合はその限りではない。』

# 第一四条

仏暦二五四一年[西暦一九九八年]破産法(第四版)により改定増補された仏暦二四八三年[西暦一九四〇年]破産法の第九〇/四六条の内容を廃止し、以下に替える。

## 『第九〇/四六条

更生計画の承認決定は以下の特別決議[注/債権者の過半数または債権額の四分の三以上]でなければならない。

- (一)すべての債権者グループのグループごとの債権者集会において、または
- (二)第九〇/四六条の二に基づ〈債権者グループではない少な〈とも一グループ以上の債権者集会において。及び全グループの債権者集会において計画を承認した債権者の債権額を合計したとき、集会に自ら参加し、あるいは他者に参加を委任し採決に投票した債権者の債権額の五〇%以上ある。

債権額の計算においては、第九〇/四六条の二に基づ〈債権者が集会に参加し、採決で計画承認に投票したものと見なす。』

[注/仏暦二五四一年[西暦一九九八年]破産法(第四版)では債権者集会の特別決議によらなければならないとしている」

## 第一五条

仏暦二四八三年[西暦一九四○年]破産法に以下の第九○/四六条の二を加える。

『第九〇/四六条の二

以下の債権者は第九〇/四六条に基づき計画を承諾した債権者と見なす。

- (一)更生計画人[管財人]から違約債務の全額を利息とともに支払う提案を受け取った債権者で、裁判所が更生計画を認可した日から一五日以内に違約債務の全額を利息とともに受け取ることになっており、債務者が違約者になったことがないと見なされる上で、元の契約または合意に基づき債務支払いを受け取る権利をまだ有する債権者。
- (二)更生計画人により、元の契約または合意に基づき債務の返済を受け取ることができるという提案を受け取った債権者。
  - (三)第一三〇条の二に基づ〈債権者。』

# 第一六条

仏暦二五四一年[西暦一九九八年]破産法(第四版)により改定増補された仏暦二四八三年[西暦一九四〇年]破産法の第九〇/四八条の内容を廃止し、以下に替える。

『第九〇 / 四八条

更生計画審議のための債権者集会において、もし計画修正要求があったとき、債権者集会はその要求及び関連事項に沿って修正すべきかどうかをまず決議する。もし債権者集会が修正を決議し、更生計画人が集会に参加していれば、財産保全人は更生計画人に、決議に従い計画の修正に合意するかどうか尋問する。更生計画人が計画の修正に合意したときに、債権者集会はその計画の修正内容を承認するかどうか決議する。

債権者集会が計画の修正を決議したが、更生計画人が集会に参加していなかった場合は、更生計画人に決議に従い修正に応じるかどうかを尋問するため、財産保全人が集会を延期する。その後の手続きは第一段落の規定に従う。新たな集会招集の通知にあたっては第九〇/四四条第三段落を準用する。

計画修正要求がない、または更生計画人が計画修正に合意した場合、もし債権者集会が当該計画の承認を決議しなかった、または何らかの決定を行わなかった、あるいは集会に参加した債権者がなかったとしても、財産保全人は遅滞なく裁判所に報告する。

裁判所が報告を受けたとき、裁判所は速やかに審理日を設定し、その期日を財産保全人に通知する。 財産保全人は審理日の三日以上前に債務者及び全債権者に通知する。審理において裁判所は審理 案件の証拠を審査し、財産保全人、債権者の証言、または債務者の異議を聴取する。もし裁判所が第 三段落に基づく内容を聴取したとき、裁判所は事業更生手続きの開始命令を取り消す。ただし、もし債 務者が破産の訴えをすでに起こされており、裁判所が債務者の破産清算が適当と判断したときは、事業更生の申立を却下し、審理が中止されていた破産手続きを行わせる。』

## 第一七条

仏暦二五四一年[西暦一九九八年]破産法(第四版)により改定増補された仏暦二四八三年[西暦一九四〇年]破産法の第九〇/五〇条の第二段落の内容を廃止し、以下に替える。

『債権者集会が新たな更生計画人を任命しないことを決議した場合、計画修正の有無にかかわらず、 もし更生計画人が再度集会に参加しないときは、第九〇/四六条に基づき、債権者集会で更生計画 または修正計画を審議の上、承認するかどうかを決議する。もし更生計画人が集会に参加したときは、 財産保全人は以後の集会の手続きを続行する。このとき第九〇/四八条の規定を準用する。』

## 第一八条

仏暦二五四一年[西暦一九九八年]破産法(第四版)により改定増補された仏暦二四八三年[西暦一九四〇年]破産法の第九〇/五一条の第一段落の内容を廃止し、以下に替える。

## 『第九〇/五一条

更生計画人が債権者集会で決議した計画の修正を全部または一部拒否した場合、もし債権者集会で第九〇/四六条に基づき計画の承認を決議しなかったときは、財産保全人は集会に新たな更生計画人を選任するかどうかを諮る。もし債権者集会で新たな更生計画人の選任を決定したときは、その日のうちに債権者集会で新たな更生計画人の選出を審議する。』

## 第一九条

仏暦二五四一年[西暦一九九八年]破産法(第四版)により改定増補された仏暦二四八三年[西暦一九四〇年]破産法の第九〇/五四条の内容を廃止し、以下に替える。

# 『第九〇/五四条

新たな更生計画人[管財人]は財産保全人に対し、裁判所命令を知った日から四五日以内に、第九〇/四四条第一段落に基づき債権者集会を招集するため更生計画を送付する。

裁判所は第一段落に基づく期間を、一回につき一五日以内で二回まで延期することができる。

その更生計画を審議するための債権者集会において、もし更生計画の修正要求がないときは、その計画を承認するかどうか第九〇/四六条に基づき決議するよう債権者集会に提出する。

もし計画修正の要求があるときは、その要求に従い計画及び関連事項を修正するかどうかを債権者 集会でまず決定する。もし修正を決定しなかったときは、第一段落に基づく計画を承認するかどうか第 九〇/四六条に基づき決議する。

もし修正を決定したものの更生計画人が集会に参加しなかったときは、その修正された計画を承認するかどうか第九〇/四六条に基づき決議する。もしその計画の承認を第九〇/四六条に基づき決議しなかったときは、第一段落に基づく計画を承認するかどうか第九〇/四六条に基づき決議する。

もし修正を決定し、更生計画人が集会に参加しているときは、財産保全人はまず更生計画人の承諾

について尋問する。更生計画人が決定に従い計画の修正を承諾したとき、債権者集会の決定に従い、 修正した計画を承認するかどうか債権者集会で第九〇/四六条に基づき決議する。更生計画人が債 権者集会の決定に従い計画の一部または全部に合意しない場合は、債権者集会の決定に従い修正 した計画を承認するかどうか債権者集会で第九〇/四六条に基づき決議する。もしその計画の承認を 第九〇/四六条に基づき決議しなかったときは、更生計画人が合意した一部修正した計画、あるいは 第一段落に基づき提出された計画を承認するかどうかを第九〇/四六条に基づき決議する。

もし債権者集会で新たな更生計画人の更生計画または修正された計画の承認を第九〇/四六条に基づき決議しなかった、あるいは何らかの決定を行なわなかった、あるいは集会に参加した債権者がいなかったとしても、財産保全人は遅滞な〈裁判所に報告する。このとき第九〇/四八条第四段落の規定を準用する。

第九〇/四五条第三段落、第九〇/四七条、第九〇/四九条を、新たな更生計画の審議において 準用する。』

## 第二〇条

仏暦二五四一年[西暦一九九八年]破産法(第四版)により改定増補された仏暦二四八三年[西暦一九四〇年]破産法の第九〇/五五条第一段落の内容を廃止し、以下に替える。

## 『第九〇/五五条

もし債権者集会で更生計画の承認を第九〇/四六条に基づき決議したときは、全債権者を代表し、 計画の執行を監督・監視する債権者委員会の設置を債権者集会で決定することができる。』

## 第二一条

仏暦二五四一年[西暦一九九八年]破産法(第四版)により改定増補された仏暦二四八三年[西暦一九四〇年]破産法の第九〇/五八条の内容を廃止し、以下に替える。

# 『第九〇/五八条

裁判所は審理の上、以下を認めたとき、更生計画の承認命令を下す。

- (一)更生計画が第九〇/四二条に基づ〈項目を網羅している。
- (二)債務の返済項目が第九〇/四二条の三に反せず、更正計画の承認決定が第九〇/四六条 (二)に基づ〈決定の場合、その計画に基づ〈債務の返済項目は破産訴訟における資産分類を規定した法律の内容に沿って行わなければならない。ただしその(不利益を被る)債権者が承諾した場合はその限りではない。
- (三)計画に基づく執行が終了したとき、債権者は裁判所が債務者の破産を判決した場合以上の債務返済を受けることになる。

更生計画が第九〇/四二条に基づ〈項目を網羅していない場合、裁判所は更生計画人を尋問する。 もし裁判所が計画に漏れている項目が債務者の事業更正にとって重要でないと判断したときは、第九〇/四二条に基づ〈項目を網羅したものと見なす。

もし裁判所が更生計画を承認しない場合、裁判所は債務者の破産清算が適当かどうかを審理する。

この場合は第九〇/四八条第四段落を準用する。』

# 第二二条

仏暦二五四一年[西暦一九九八年]破産法(第四版)により改定増補された仏暦二四八三年[西暦一九四〇年]破産法の第九〇/六三条第三段落の内容を廃止し、以下に替える。

『もし債権者集会で第一段落に基づく更正計画の修正申請を第九〇/四六条に基づき決議しなかったとき、もしくは裁判所がその計画修正申請の却下を命じたとき、更正計画執行人[管財人]は従来の計画に従って債務者の事業を執行する。』

# 第二三条

仏暦二五四一年[西暦一九九八年]破産法(第四版)により改定増補された仏暦二四八三年[西暦一九四〇年]破産法の第九〇/六八条第一段落及び第二段落の内容を廃止し、以下に替える。

## 『第九〇 / 六八条

更生計画執行人が離任し、まだ更正計画に従って執行すべき業務があるとき、財産保全人はできるだけ速やかに新たな更生計画執行人選出を第九〇/四六条に基づき決議するために債権者集会を招集する。

債権者集会が二回開かれ、新たな更正計画執行人選出の第九〇/四六条に基づ〈決議ができないとき、財産保全人は裁判所に報告する。この場合、裁判所は速やかに財産保全人の報告を審理することを決め、財産保全人に三日以上前もって、その期日を債務者及び全債権者に通知させなければならない。』

# 第二四条

仏暦二五四一年[西暦一九九八年]破産法(第四版)により改定増補された仏暦二四八三年[西暦一九四〇年]破産法の第九〇/七九条第二段落の内容を廃止する。

# 第二五条

仏暦二四八三年「西暦一九四○年」破産法の第九四条の(二)を廃止し、以下に替える。

『(二)債務者の事業を継続させるために、債務者が多額の債務を有していることを債権者が知りつ つ、債権者が承諾した債務と分離することで、債権者が債務者に認めた新たな債務。』

## 第二六条

仏暦二五一一年[西暦一九六八年]破産法(第二版)により改定増補された仏暦二四八三年[西暦一九四○年]破産法の第一○九条の(一)の内容を廃止し、以下に替える。

- 『(一)破産における初期にあった債務者の全資産。他者の資産に対する請求権も含む。ただし以下 を除く。
  - a、債務者、その配偶者及び未成年の子が、身分相応の使用に必要であるところの、生活に必要な

## 個人使用物。

b、動物、植物、道具、及び債務者が職業を営むにあたって使用する合計額一〇万バーツ以下の物。』

# 第二七条

仏暦二五一一年[西暦一九六八年]破産法(第二版)により改定増補された仏暦二四八三年[西暦一九四〇年]破産法の第一一四条の内容を廃止し、以下に替える。

## 『第一一四条

もし第一一三条に基づく詐取の取り消しを求める法律行為が、破産の申立の前後一年以内にあったとき、あるいは善意に基づくとき、または債務者の受け取る報償が不当に少ないときは、債務者及び利得を得た者が、債権者が不利を被ることになることを前もって知っていた上での行為と判断する。』

# 第二八条

仏暦二四八三年[西暦一九四〇年]破産法の第一一五条の第二段落に以下の内容を増補する。

『もし有利となる債権者が債務者の内部者であるとき、裁判所は破産申立の前後一年以内にあった 移転または第一段落に基づ〈行為の取り消しを命ずる権限を有する。』

# 第二九条

仏暦二四八三年[西暦一九四〇年]破産法の第一一六条の内容を廃止、以下に替える。

## 『第一一六条

第一一五条の規定内容は、正当に取得し、かつ破産申立のある前に報償のあった第三者の権利に は影響を及ぼさない。』

# 第三〇条

仏暦二四八三年[西暦一九四〇年]破産法の第一一七条第一段落の内容を廃止、以下に替える。 『第一一七条

裁判所が債務者の財産保全を命じたとき、裁判所または財産保全人は債務者、債務者の配偶者、または債務者の財産を占有していると思われる者、あるいは債権者と信じられる者、債務者の事業または財産に関して証言できる者に対し、尋問または審問するため召喚状を出す権限を有する。及びその者に対し、その者が占有する、または所有する債務者の事業または財産に係る書類または証拠品を提出するよう命じる権限を有する。』

## 第三一条

仏暦二四八三年[西暦一九四○年]破産法の第一三○条の内容を廃止、以下に替える。

# 『第一三〇条

債権者に対する資産分与において、以下の順序に従って費用の支払い、債務の弁済に当てる。

- (一)債務者の遺産相続費用。
- (二)債務者の財産管理における財産保全人の費用。
- (三)債務者の身分相応の火葬代。
- (四)第一三九条(三)に基づく財産結集における手続き費用。
- (五)裁判所または財産保全人が規定した、原告である債権者の手続き費用及び弁護費用。
- (六)財産保全命令の六か月前までに支払い期限のあった租税、及び被雇用者が民商法典第一五 七条及び労働保護法に基づ〈使用者である債務者に対し提供した労働のために財産保全命令前に受 け取る権利のあった金銭。

## (七)その他の債務。

もし順序に沿った債務の全額弁済には金額が足りない場合は、その順序に従い債権者が比率に従って均等に受け取る。』

# 第三二条

以下の内容を仏暦二四八三年[西暦一九四〇年]破産法第一三〇条の二として増補する。

## 『第一三〇条の二

第一三〇条(七)に基づ〈債務が、法律または契約によって債権者に対し、他の債権者が全額弁済を受けたときに弁済を受ける権利を規定したものである場合は、その債権者はその法律または契約により規定されたところに従った自身の権利に基づき、資産の分与を受ける権利を依然として有する。』

# 第三三条

仏暦二四八三年[西暦一九四〇年]破産法の第一四六条、一五三条の内容を廃止する。

## 第三四条

この法令の施行日前に起こされ、裁判所で審理中、または財産保全人の執行中である破産訴訟は、この法令の施行日前に施行されていた破産法に従う。

## 第三五条

裁判所が自然人である債務者に対し破産を宣告し、破産を訴えられた事由となった債務が悪意によるものでない破産訴訟において、債務者は裁判所が破産宣告してから三年を経過したとき破産者でな 〈なり、仏暦二四八三年「西暦一九四〇年」破産法第七六条及び第七七条の規定内容を準用する。

# 第三六条

仏暦二五四一年[西暦一九九八年]破産法(第四版)により改定増補された仏暦二四八三年[西暦一九四〇年]破産法の第九〇/七九条、及び仏暦二四八三年[西暦一九四〇年]破産法の第一五三条の内容を、この法令の施行により廃止される以前は、破産裁判所設置・破産訴訟法に基づき中央破産裁判所が業務を開始するまで使用する。

# 第三七条

法務大臣をこの法令の主務大臣とする。

[一九九九年四月二一日付けの官報により告示、施行]